

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」 について

平成30年6月29日公表
平成30年10月15日改正

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 くろまぐろは、資源が低迷していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での国際合意に基づき、我が国では資源回復に向けた管理の強化を図ることとされている。
- 2 本県においてくろまぐろは、主に定置漁業において混獲されるほか、曳き縄漁業等により漁獲されている。
- 3 このため、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち、本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講ずることとする。
- 4 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり、本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 5 また、漁獲可能量のうち、本県の知事管理量に係る管理を適切に行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データや知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産総合センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携のもと、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 6 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について石川県に定められた数量に関する事項

平成30年7月1日から平成31年3月31日までの期間の知事管理量の設定は区分ごとに以下のとおりとする。

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	46.7 トン	うち 4.7 トンを留保する
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	15.7 トン	うち 1.6 トンを留保する

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていなくとも、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、又は期間別の数量に関する事項

(1) 採捕の種類別割当量

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の定置漁業等の割当量	38.7 トン	14.1 トン
本県の漁船漁業の割当量	3.3 トン	

※定置漁業等とは、漁業法第六条第三項に規定する定置漁業、同条第五項第二号に規定する第二種共同漁業及び石川県漁業調整規則第七条第十四号に規定する小型定置漁業をいう。

(2) 採捕の期間別割当量

①定置漁業等

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第13条第2項の規定による都道府県知事の認定を受けた協定に基づく個別配分による厳格な管理措置を実施するため期間別数量を定めない。

②漁船漁業

期 間	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業の割当量	3.3 トン	—
平成30年7月から9月末まで	0.2 トン	（混獲として数量は別に配分しないものの県内全体数量を遵守する）
平成30年10月から12月末まで	3.0 トン	
平成31年1月から3月末まで	0.1 トン	

漁獲状況の積み上がりを勘案して、各期間の割当量の残枠は1割は本県の留保とし、9割を翌期間以降に繰り越しできるものとする。

本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合には、定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

①小型魚及び大型魚の別に、石川県漁協各支所及び出張所（以下「漁協」という）は急激な採捕の数量の積上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。（ただし、主漁期や、積み上がりが生じた場合に別途通知する場合にはその限りではない）

漁業種類	報告基準
定置漁業等	1か統当たり1日100キログラムを超える量の採捕
漁船漁業（曳き縄等）	1隻当たり1日30キログラムを超える量の採捕

② ①の県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業者の段階	漁協の段階	県
漁協へ連絡（電話もしくはFAX等）	水産課へ連絡（電話もしくはFAX等）	本県は送信者に受信確認連絡

③ 小型魚及び大型魚の別に、①の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県定置漁業協会は所属会員に対し、当該漁協は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡 ・ 漁業者別個別配分の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流
漁船漁業（曳き縄等）	当該漁協は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の残枠が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの目的操業の自粛

④ 本県は、1日0.5トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 知事管理量の遵守のため取り組む事項について

① 定置漁業等

法第13条第2項の規定による県知事の認定を受けた協定に基づく厳格な管理措置を実施する。

- ・ 5kg未満の生きている個体を放流する。
- ・ 年間の漁獲量上限を遵守する。

ア 協定参加者は、協定に基づく漁業者別の個別割当量

イ 協定不参加者は、年間漁獲上限を100kgとする。

② 漁船漁業（曳き縄等）

- ・ 2キログラム未満の生きている個体を放流する。

(3) 早期是正措置について

① 本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2又は第3の数量（留保を設定している場合は留保の数量を除く）の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

② また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超

え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の①の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県①の公表とする。

- ③本県は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする以下の早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

(小型魚)

ア 定置漁業等

- ・一定以上の漁獲（別途地区毎に定めた数量）があった場合、翌日の操業について地区で輪番休漁、もしくは地区で最も多く漁獲した者の網1ヶ統が翌日休漁（網起こしの自粛）

イ 漁船漁業（曳き縄等）

a 第3に示した漁船漁業等の数量の7割を超過するおそれがあると認める時

- ・2キログラム未満の生きている個体を放流する。
- ・操業時間の短縮又は操業回数（日数）抑制を実施する。

b 第3に示した漁船漁業等の数量の8割到達時

- ・2キログラム未満の生きている個体を放流する。
- ・操業時間の短縮又は操業回数（日数）抑制を実施する。
- ・1日あたりの水揚量を抑制する。（別途定めた数量）

a、bに関わらず、目的操業の自粛に伴う代替漁法として、クロマグロ以外の採捕を目的とする刺し網漁業等への転換を図ることに努める。

(大型魚)

ア 定置漁業等

- ・漁業者ごとに採捕数量の累計が1トン以上になった場合は、当該漁業者は管理期間終了までクロマグロ大型魚の漁獲を中止する。

イ 漁船漁業（曳き縄等）

- ・2日以上連続した漁獲がある場合には操業海域の移動などによる漁獲回避等を行う。

(3) 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組みを行う。

①漁業者の取組について周知を図る。

②本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

第5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

(第2の知事管理量)

本県の採捕の数量が第2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(第3の採捕の種類別、又は期間別の数量)

本県の採捕の数量が第3の採捕の種類別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいときは当該期間別ごとに採捕の停止命令をする。

(全国数量)

我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(その他採捕の停止命令に関すること)

遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された際は、本県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、同様の指導を行う。

(第3管理期間までの超過分の差引き等について)

	超過量合計	第3期期首の差引き済み数量	第4管理期間期首の差引き量(9か月分)	第3期漁獲枠残の上乗せによる繰上げ返済分(見込み)	第5以降の差引き量合計
第2管理期間超過分	48.7トン	13.2トン	11.5トン	24トン	0トン

第2管理期間の超過量については、差引きがない場合の漁獲枠の2割を上限として3年間にわたって分割して差し引くこととしている。ただし、第4管理期間は管理期間が9か月間であることから、漁獲枠超過量の差引き量も9か月分に按分した11.5トンとする。

なお、本県の第3管理期間の漁獲枠の残量（見込み）44トンは、第2管理期間超過量の第5管理期間以降の差引きに充当することとし、第5管理期間以降の差引き量の残量を0トンとする。